

令和 8 年度

市民税のしおり



はじめに

釧路市は、市民の皆さんが毎日安全で安心して生活できるように、いろいろな行政活動を行っています。

たとえば、福祉・医療・教育・文化・スポーツなどにかかわる公共サービスの充実・提供、港湾・道路・公園などの公共施設の整備、災害の防止やその復旧など、私たちの生活に密着したたくさんの活動をあげることができます。

そして、このような行政の活動に必要な経費を、皆さんは『税』というかたちで負担しあっています。

この『市民税のしおり』は、税金の使いみちや、市民税（個人市民税、法人市民税）の仕組みなどについてわかりやすくまとめたものです。

このしおりを通じて、今まで以上に市民税について理解を深めていただければ幸いです。

も く じ

市税は財政のかなめ

●釧路市の令和8年度一般会計予算・市税の内訳	1
●市税の負担額・予算の使いみち	2

個人の市民税

●個人の市民税を納めていただく方	3
●市民税が課税されない方	4
●税の申告	5
●税額の計算	6
●所得の種類と計算	7
●所得控除の種類と計算	10
●税額控除の種類と計算	16
●市民税・道民税の計算例	19
・ケース1 夫が会社員で4人家族 ・ケース2 夫の年金で夫婦2人で生活	
●税の納付	21
●特別徴収制度のご案内	22
●税の減免	23
●個人市民税についてQ & A	24
「年の途中で引っ越した場合の個人住民税の納付先は？」	
「死亡した夫の個人住民税は？」	
「昨年退職し、現在は無職ですが、個人住民税を納めなければならないのですか？」	
「配偶者控除に入っているのに納税通知書が届きました。」	
「税務署で『確定申告』はいらないと言われたのですが？」	
「個人住民税が二重に課税されている気がするのですが？」	
「前年と収入が全く変わっていないのに、昨年と税額が違うのはなぜでしょうか？」	
「今年、退職金を受取りましたが、来年の個人住民税はどうなりますか？」	
「身体障害者手帳を持っているのですが？」	
「国民年金保険料が免除になると、個人住民税も免除になりますか？」	

法人の市民税

●法人の市民税を納めていただく法人	27
●税額の計算方法	27
●申告と納税	28
●法人等の設立・開設・変更に伴う届出	28

市税の納付	29
-------	----

滞納処分と納付相談	33
-----------	----

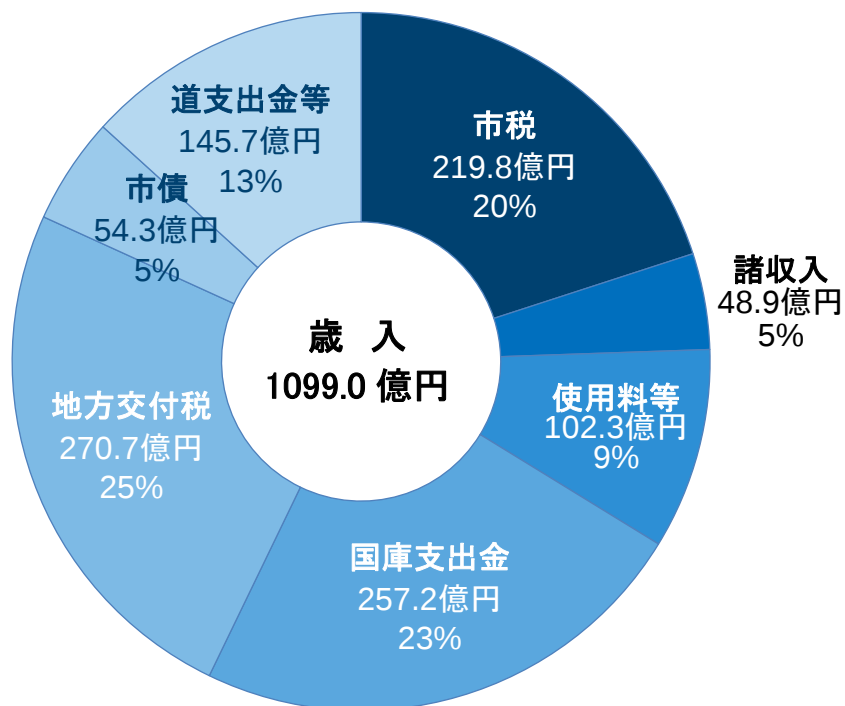
市税の証明・閲覧等の手数料	35
---------------	----

市税は財政のかなめ

●釧路市の令和 8 年度一般会計予算

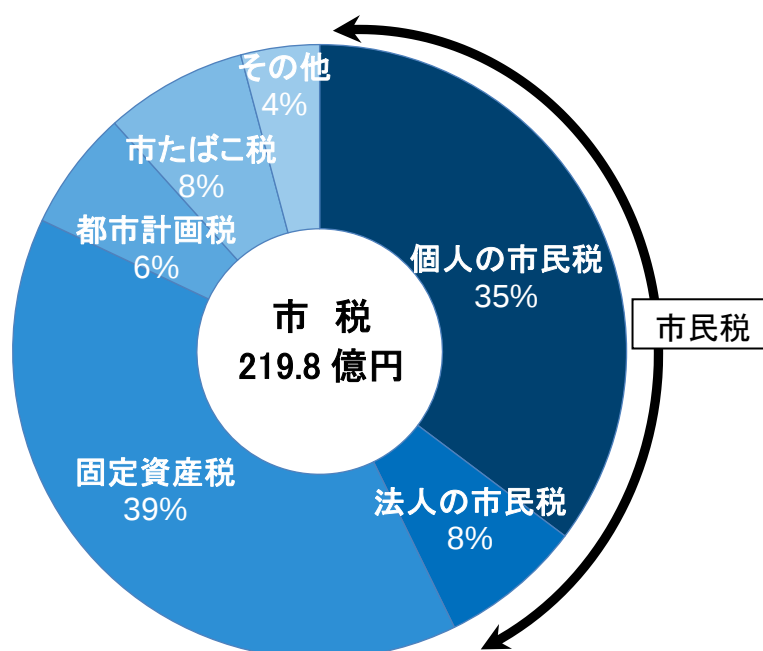
釧路市の令和8年度一般会計予算（当初）の歳入に占める市税の割合は、約20％（219.8億円）です。市税は本市の貴重な財源となっています。

令和 8 年度歳入内訳



●市税の内訳

一般会計歳入予算の市税総額 219.8 億円のうち、市民税は約 43％（約 94 億円）を占めています。



●市税の負担額

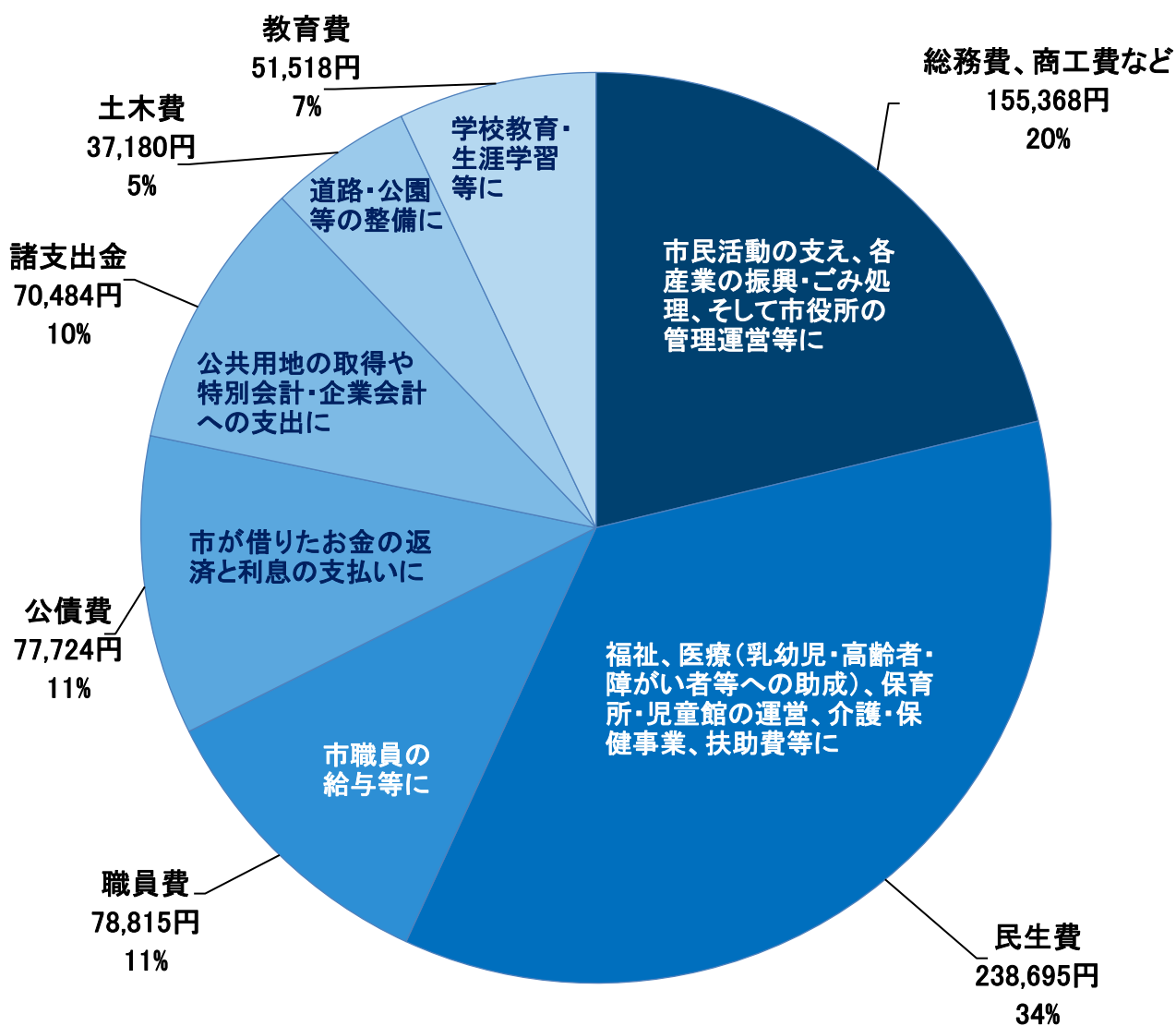
1人あたり 146,340円

1世帯あたり 243,902円

(令和8年度当初予算と人口・世帯数より)

●予算の使いみち

歳出〔当初総額 1,099 億円、1人あたり 731,691円〕



個人の市民税

市民税には「個人の市民税」と「法人の市民税」とがあります。

そして、個人にかかる市民税と道民税をあわせて「個人住民税」といいます。

また、法人の市民税は、釧路市内に事業所などがある法人(会社など)にかかります。

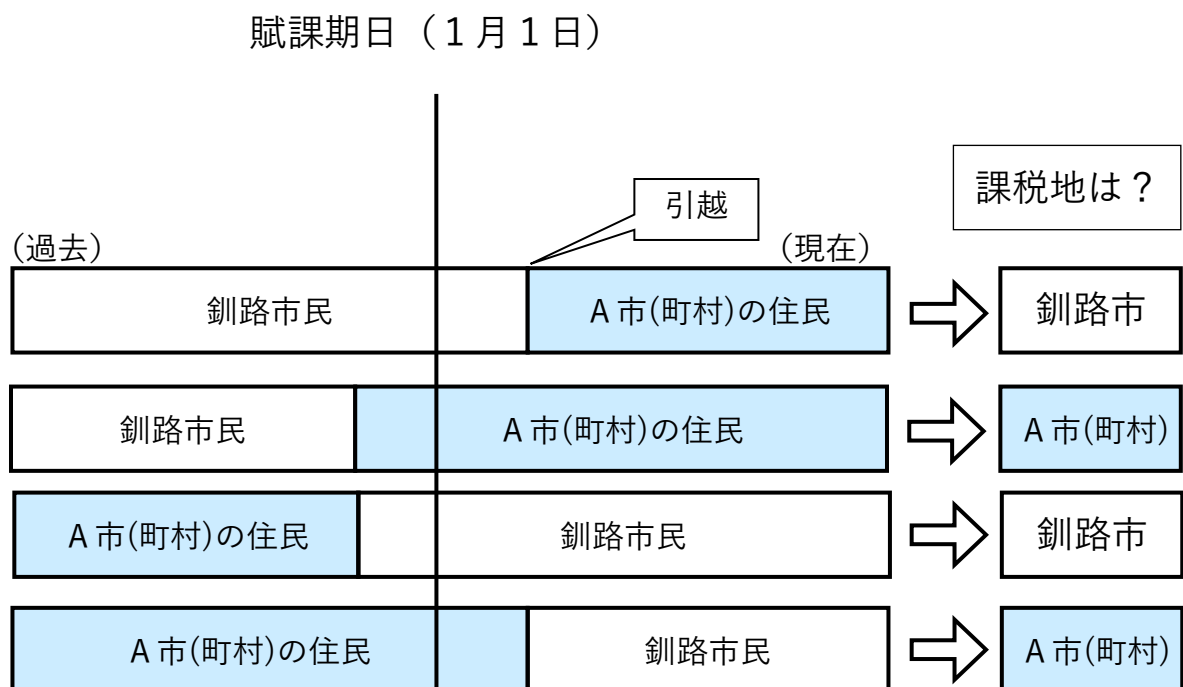
●個人の市民税を納めていただく方

個人の市民税は、その年の 1 月 1 日現在で釧路市内に住所がある方、住所が他の市町村にあっても現に釧路市内に居住されている方などに、課税されます。

税額は、一律に課される「均等割」と、所得に応じて課される「所得割」によって計算されます。

また、令和 6 年度より森林環境税（国税）が市・道民税均等割と併せて徴収されます。

賦課期日と課税地の関係



※課税地（住民税を納める市町村）は「賦課期日」（1 月 1 日）現在の住所で判断されます。

●市民税が課税されない方

●次の方には、均等割・所得割とも課税されません。

- 生活保護法による生活扶助を受けている方
- 障害者・未成年者・ひとり親または寡婦で、前年の合計所得金額が135万円（給与収入にすると2,043,999円）以下の方

要 件	ひとり親	寡 婦
①死別・離別の区分	婚姻歴や性別にかかわらず、本人が現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者	ひとり親に該当せず、夫と死別した後婚姻をしていない者、または夫の生死の明らかでない者
②扶養親族等の有無	生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっている者を除く）で、前年の総所得金額等が58万円以下の者を有していること	有無を問わない 扶養親族（他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっている者を除く）で、前年の合計所得金額が58万円以下の者を有していること
③所得制限	合計所得金額が500万円以下	

●税負担の軽減を図るため、扶養する人数によって均等割・所得割および

森林環境税が課税されない仕組みになっています。

（扶養人数と、市民税および森林環境税が非課税となる金額の早見表）

扶養人数	森林環境税が課税されない 所得金額（給与収入のみの場合）	均等割が課税されない 所得金額（給与収入のみの場合）	所得割が課税されない 所得金額（給与収入のみの場合）
0人	41万5千円（1,065,000円）以下	42万円（1,070,000円）以下	45万円（1,100,000円）以下
1人	91万9千円（1,569,000円）以下	93万円（1,580,000円）以下	112万円（1,770,000円）以下
2人	123万4千円（1,879,999円）以下	125万円（1,903,999円）以下	147万円（2,215,999円）以下
3人	154万9千円（2,327,999円）以下	157万円（2,359,999円）以下	182万円（2,715,999円）以下
4人	186万4千円（2,779,999円）以下	189万円（2,815,999円）以下	217万円（3,215,999円）以下
5人	217万9千円（3,227,999円）以下	221万円（3,271,999円）以下	252万円（3,703,999円）以下

※扶養人数6人以上省略

※森林環境税と市・道民税の非課税基準が異なるため、市・道民税が非課税であっても、森林環境税のみが課税される場合があります。

（例）夫・妻（収入なし）・子供2人の場合（扶養人数は3人）

- 前年中の所得金額が157万円までのときは、均等割も所得割も課税されません。
- 前年中の所得金額が157万円を超え、182万円までのときは、均等割のみ課税されます。
- 前年中の所得金額が182万円を超えるときは、均等割と所得割の両方が課税されます。

●税の申告

公平適正な課税のため、個人住民税の申告が必要です。（提出先は1月1日現在に住んでいる市町村です）ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

- 前年中に所得がなかった方
- 税務署に確定申告をした方
- 前年中の収入が給与のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- 前年中の収入が公的年金等のみで、年金の支払者から公的年金等支払報告書が提出されている方。

※年末調整ができない医療費控除や雑損控除等の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告、または個人住民税の申告が必要です。また、所得に関する証明書（非課税の証明書等）が必要な方は、個人住民税の申告が必要です。

なお、公的年金の収入が400万円以下で、公的年金以外の所得の金額が20万円以下の方は確定申告をする必要はありません（還付申告を除く）が、公的年金等支払報告書に記載されていない控除の適用を受ける場合や公的年金以外の所得がある場合など、個人住民税の申告が必要になる場合があります。

●申告の期間

申告は例年3月より受付しています。申告書の提出期間・受付時間についての詳細は、広報くしろに掲載予定です。

阿寒町と音別町の行政センターでの申告期間については、各行政センター通信をご覧ください。

所得の「申告」とは

確定申告：税務署に所得税の申告を行うことです。この申告をした場合、個人住民税の申告は必要ありません。

個人住民税の申告：釧路市に住民税の申告を行うことです。この申告は確定申告を兼ねませんので注意してください。

※令和8年度分（令和7年中の所得等に対する申告分）から、マイナンバーカードを利用して電子申告が可能になりました。詳細は釧路市ホームページをご覧ください。

所得税・個人住民税が課税されている方で、 下記に該当する場合は申告を忘れずに！

- 家を購入したので、住宅ローン減税の対象になる。
- 医療費を1年に10万円、又は総所得金額等の5%以上支出した。
また、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品を1万2千円超購入した。
- 障害者手帳の交付や65歳以上の方で要介護認定を受けた。
- ふるさと納税（ワンストップ特例制度の対象者は除く）をした。等

※ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税を行う際に納税先の市町村に特例の適用に関する申請書を提出することで、申告を行わなくてもふるさと納税についての寄附金控除を受けられる制度。寄附先が5団体を超える場合及び自営業、医療費控除等申告が必要な場合は特例の適用は受けられないため、確定申告または個人住民税の申告が必要となります。

●税額の計算

個人住民税（市・道民税）		国 税
均等割額	所得割額	森林環境税

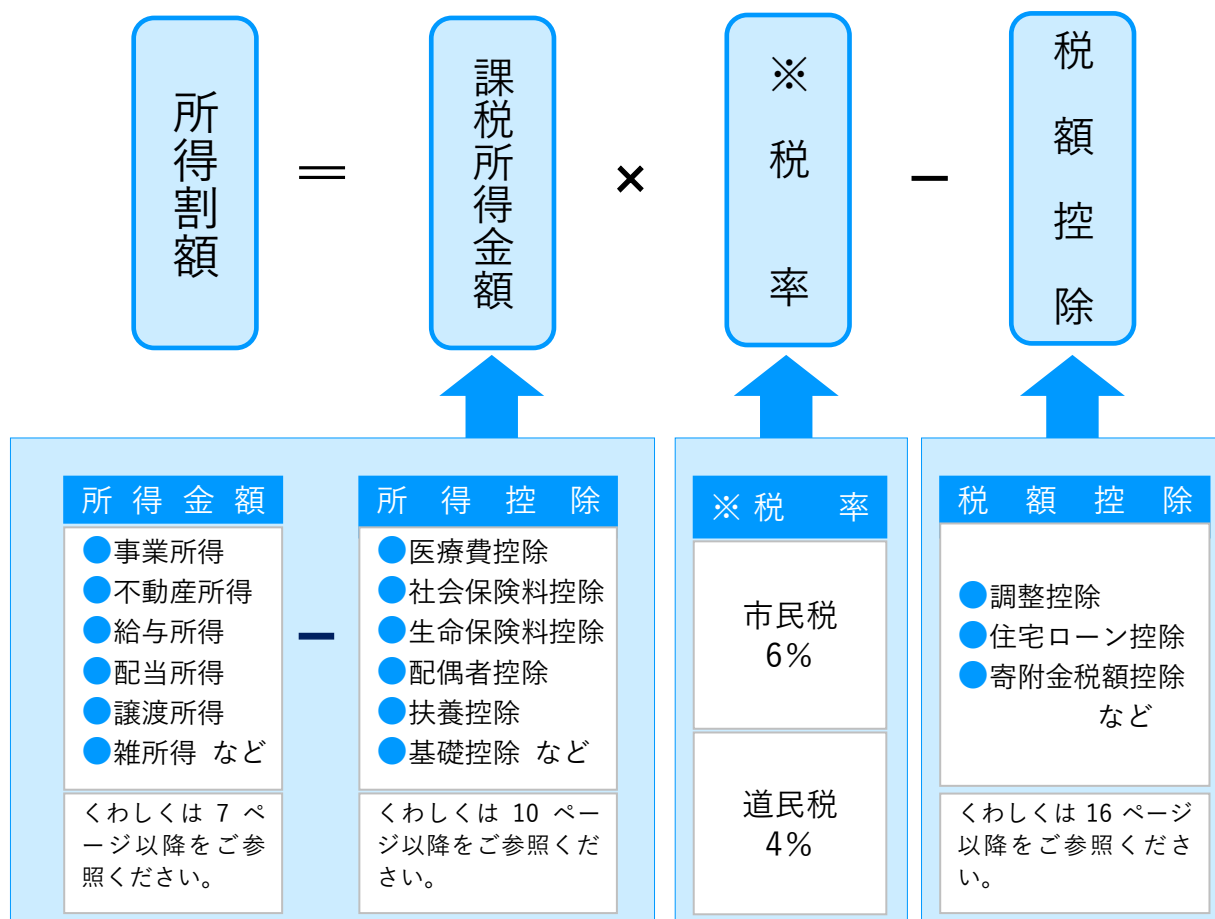
均等割額

均等割額は右の金額です。

●市民税（年額）	3,000 円
●道民税（年額）	1,000 円
●森林環境税（年額）	1,000 円

所得割額

所得割額の計算は、次のように所得金額から所得控除額を差引いた課税所得金額に税率をかけて求めます。



※課税短期譲渡所得・課税長期譲渡所得・上場株式等に係る配当所得・株式等に係る課税譲渡所得等・先物取引に係る課税雑所得等の税率は異なります。

●所得の種類と計算

主な所得の種類と、それぞれの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債・社債・預貯金等の利子（源泉分離分を除く）	収入金額
2	配当所得	株式や出資の配当等	収入金額－株式等の元本取得のために要した負債の利子
3	不動産所得	地代・家賃・権利金等	収入金額－必要経費
4	事業所得	農業・漁業・製造業・医師等の事業から生じる所得	収入金額－必要経費
5	給与所得	給料・賃金・賞与等	8 ページ①をご参照ください
6	退職所得	退職金・一時恩給等	8 ページ②をご参照ください
7	山林所得	山林の伐採や譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額
8	譲渡所得	資産の譲渡による所得（土地建物等、株式の譲渡以外）	収入金額－資産の取得価格等の経費－特別控除額 （長期譲渡所得の場合 1/2 が課税対象）
9	一時所得	生命保険の満期返戻金・競馬の払戻金・クイズの賞金等	収入金額－必要経費－特別控除額 ＝一時所得金額（1/2 が課税対象）
10	雑所得	原稿料等、他の所得にあてはまらない所得や公的年金等	次の①と②の合計額 ① 公的年金は、9 ページ③をご参照ください。 （収入金額－公的年金控除額） ② 上記①を除く雑所得 （収入金額－必要経費）

※この他、短期譲渡所得・長期譲渡所得・上場株式等に係る配当所得・株式等に係る譲渡所得等・先物取引に係る雑所得等があります。

① 給与所得

給与所得については、必要経費に代わるものとして、給与所得金額に応じて算出した給与所得控除額を収入金額から差し引きます。

所得金額調整控除が適用となる方は、所得金額調整控除を給与所得金額から差し引きます（9 ページをご参照ください）。

（源泉徴収票の支払金額が「収入金額」に該当します）

給 与 所 得 控 除 額 の 速 算 表		
収入金額		給 与 所 得 控 除 額
1	190 万円未満	65 万円
2	190 万円以上 360 万円未満	収入金額 × 30% + 8 万円
3	360 万円以上 660 万円未満	収入金額 × 20% + 44 万円
4	660 万円以上 850 万円未満	収入金額 × 10% + 110 万円
5	850 万円以上	195 万円

※給与収入に応じ「給与所得控除後の給与等の金額」が定められていますので、この速算表と一致しない場合があります。この他、特定支出控除もあります。

② 退職所得

原則として、他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に支払者が次の式によって税額を計算し、退職手当等から差し引いて、市民税と道民税をあわせて課税する市町村に納入することとされています。

- 退職所得の金額 = (退職手当等の額 - 退職所得控除額_{注2}) × 1/2_{注1}
- 税 額 = 退職所得の金額 × 税率(市 6%、道 4%)

〔注1〕 法人役員等としての勤務年数が5年以下の人は1/2 控除はありません。

〔注2〕 「退職所得控除額」は、退職した方の勤続年数に応じて次のように計算します。

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
20 年超過	70 万円 × (勤続年数 - 20 年) + 800 万円
20 年以下	40 万円 × 勤続年数

※勤続年数が2年以下の場合には、上記によらず、控除額は一律80万円とされます。

※障害者となったことが直接の原因で退職する場合には、上記により算出された金額に100万円が加算されます。

また、令和4年1月1日以後に支払われる役員等以外としての勤続年数が5年以下の者への退職手当について、(退職手当等の額 - 退職所得控除額) の額が300万円を超える場合は退職所得の金額を次のように計算します。

- 退職所得の金額 = 150 万円 + {退職手当等の額 - (300 万円 + 退職所得控除額)}

③ 公的年金

公的年金等控除額は、受給者の年齢により次のようになります。

年金所得控除額の速算表		
受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金控除額
65 歳未満 昭和 36 年 1 月 2 日 以降の生まれ	130 万円未満	60 万円
	130 万円以上 410 万円未満	年金収入 × 25% + 27 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	年金収入 × 15% + 68 万 5 千円
	770 万円以上 1000 万円未満	年金収入 × 5% + 145 万 5 千円
	1000 万円以上	195 万 5 千円
65 歳以上 昭和 36 年 1 月 1 日 以前の生まれ	330 万円未満	110 万円
	330 万円以上 410 万円未満	年金収入 × 25% + 27 万 5 千円
	410 万円以上 770 万円未満	年金収入 × 15% + 68 万 5 千円
	770 万円以上 1000 万円未満	年金収入 × 5% + 145 万 5 千円
	1000 万円以上	195 万 5 千円

※年金所得以外の合計所得金額が 1 0 0 0 万円を超える場合は、計算式が異なります。

所得金額調整控除

特定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得から控除するというものです。

以下の場合に適用となり、給与所得から控除を行います。

① 子ども・特別障害者等を有する者等

給与収入額が850万円を超え、本人、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合

$$\text{「所得金額調整控除額」} = (\text{給与収入額} - 850 \text{万円}) \times 0.1 \quad (\text{上限15万円})$$

② 給与所得と年金所得の双方を有する者

給与所得と年金雑所得がある場合で、給与・年金所得控除後の給与所得額と公的年金雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$$\text{「所得金額調整控除額」} = (\text{給与所得} + \text{公的年金雑所得}) - 10 \text{万円}^{\ast}$$

※給与所得および公的年金雑所得の上限はそれぞれ10万円です

●所得控除の種類と計算

納税者の実情に応じた税負担を求めるために、その納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害等による臨時の出費があるかどうかなどの個人的事情を考慮して、所得金額から次の金額を差引くことになっています。

控除の種類		要件等	控 除 額																						
1	雑損控除	納税義務者や生計を一にする親族で所得が一定金額以下のものの有する資産について、災害や盗難等（当該災害等に関連してやむを得ない支出をした場合を含む）により損失を生じた場合	次の①か②のいずれが多いほうの金額 ①（損失の金額－保険金等により補填された額） －（総所得金額等×1／10） ② 災害関連支出の金額－5万円																						
2	医療費控除	前年中に医療費を支払った場合、または健康の維持増進及び疾病への予防として一定の取組を行う個人がスイッチOTC医薬品※を購入した場合 （右のいずれかを選択適用） ※要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療費から転用された医薬品	・医療費控除 （支払った医療費－保険金等で補填された金額） －（総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ないほうの金額） ※限度額200万円 ・医療費控除の特例…セルフメディケーション税制 支払ったスイッチOTC医薬品の購入金額 －保険などから補填された額－1万2千円 ※限度額8万8千円																						
3	社会保険料控除	納税義務者や生計を一にする親族のために健康保険・国民年金・介護保険・雇用保険等の保険料を支払った場合	支払った保険料の全額(注1)																						
4	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金等を支払った場合	支払った掛金の全額																						
5	※地震保険料控除	特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合 ★地震保険料の範囲の説明 ①地震保険料控除 ～特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金 ②旧長期損害保険料控除 ～平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料	①地震保険料控除金額の計算 <table><tr><td>支払保険料</td><td>控除金額</td></tr><tr><td>50,000円以下</td><td>支払保険料の合計額 ×1／2</td></tr><tr><td>50,000円を超える</td><td>25,000円</td></tr></table> ②旧長期損害保険料控除金額の計算 <table><tr><td>支払保険料</td><td>控除金額</td></tr><tr><td>5,000円以下</td><td>支払保険料の全額</td></tr><tr><td>5,000円を超え 15,000円以下</td><td>支払保険料の合計額 1／2＋2,500円</td></tr><tr><td>15,000円を超える</td><td>10,000円</td></tr></table> ※地震保険料控除の上限は25,000円 <table><tr><td>控除区分</td><td>上限額</td></tr><tr><td>①地震保険料控除</td><td>25,000円</td></tr><tr><td>②旧長期損害保険料控除</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>①、②の合計</td><td>25,000円</td></tr></table> それぞれ計算した①地震保険料控除、②旧長期損害保険料控除を合計した控除金額の上限は25,000円です。	支払保険料	控除金額	50,000円以下	支払保険料の合計額 ×1／2	50,000円を超える	25,000円	支払保険料	控除金額	5,000円以下	支払保険料の全額	5,000円を超え 15,000円以下	支払保険料の合計額 1／2＋2,500円	15,000円を超える	10,000円	控除区分	上限額	①地震保険料控除	25,000円	②旧長期損害保険料控除	10,000円	①、②の合計	25,000円
支払保険料	控除金額																								
50,000円以下	支払保険料の合計額 ×1／2																								
50,000円を超える	25,000円																								
支払保険料	控除金額																								
5,000円以下	支払保険料の全額																								
5,000円を超え 15,000円以下	支払保険料の合計額 1／2＋2,500円																								
15,000円を超える	10,000円																								
控除区分	上限額																								
①地震保険料控除	25,000円																								
②旧長期損害保険料控除	10,000円																								
①、②の合計	25,000円																								

〔注1〕 公的年金等から差し引かれている（年金から特別徴収により納付されている）国民健康保険料・後期高齢者医療保険料又は介護保険料は、差し引かれた本人以外の控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

控除の種類		要件等	控 除 額
6	※生命保険料控除	保険金等の受取人のすべてをその保険料の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とする生命保険料を支払った場合	1、旧契約に係る控除金額の計算
		★生命保険料の範囲	①一般生命保険料控除 ～生命保険契約等の保険料や掛金
		②個人年金保険料控除 ～個人年金保険契約等の保険料や掛金	②個人年金保険料控除
		③介護医療保険料控除 ～生命保険会社等と締結した契約のうち、医療費用保険、医療保障保険、介護費用保険、介護保険等の保険料や掛金	③介護医療保険料控除
		★新契約と旧契約について	(①、②、③それぞれ計算します)
		平成24年1月1日以後、生命保険会社又は損害保険会社と締結した生命保険契約等（以下「新契約」という）に係る保険料については、これまでの①一般生命保険料控除と②個人年金保険料控除の他に、③介護医療保険料控除が創設されました。	2、新契約に係る控除金額の計算
		なお、平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等（以下「旧契約」という）に係る保険料については、従前の生命保険料控除が適用になります。	①一般生命保険料控除 ②個人年金保険料控除 ③介護医療保険料控除 (①、②、③それぞれ計算します)
			3、旧契約と新契約の控除金額の合計
			4、生命保険料控除の上限は70,000円

控除の種類		要件等	控 除 額
7	※障害者控除	納税義務者又は同一生計配偶者・扶養親族が障害者の場合	①障害者1人につき 26万円 ②特別障害者の場合 30万円 ③特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族が、納税義務者またはその配偶者もしくは納税義務者と生計を一にする親族と同居を常としている場合 53万円
8	※寡婦控除	(「寡婦」については4ページをご参照ください)	26万円
9	※ひとり親控除	(「ひとり親」については4ページをご参照ください)	30万円
10	※勤労学生控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が85万円以下で、自己の勤労による事業所得・給与所得・退職所得・雑所得以外の所得が10万円以下の場合	26万円
11	※配偶者控除	納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得が58万円以下の場合	納税義務者の所得に応じた控除額(注2)
12	※配偶者特別控除	納税義務者と生計を一にする配偶者で、合計所得が58万円を超え133万円以下の場合	納税義務者および配偶者の所得に応じた控除額(注2)
13	※扶養控除	納税義務者と生計を一にする親族(配偶者を除く)で、合計所得金額が58万円以下の方を扶養親族といい、右のいずれかの控除を適用	①扶養親族(下記②～⑤以外の方) 1人につき 33万円 ②老人扶養親族(年齢70歳以上の方) 1人につき 38万円 ③上記②のうち納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、納税義務者またはその配偶者と普段同居している場合 45万円 ④特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満の方)1人につき 45万円 ⑤年少扶養親族(16歳未満の扶養親族) 均等割、所得割の非課税判定・寡婦・ひとり親の扶養人数として数えます。(4ページをご参照ください) 扶養控除としての控除額は0円です。 また、年少扶養親族が障害者の場合、障害者控除が受けられます。
14	※特定親族特別控除	納税義務者と生計を一にする親族(配偶者を除く)で、合計所得金額が58万円を超え123万円以下の19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合	控除該当者の所得に応じた控除額(注3)
15	※基礎控除	合計所得金額が2500万円以下であるすべての納税義務者に適用	本人の合計所得金額により変動 ①2400万円以下 43万円 ②2400万円超～2450万円以下 29万円 ③2450万円超～2500万円以下 15万円

[注2] 所得及び支払額は、すべて前年中のものです。

配偶者に関する控除額については、13・14ページ

特定親族特別控除の控除額については、15ページをご確認ください。

〔注3〕 7～14の適用については、前年の12月31日現在（年の途中で死亡したときは、その死亡時）で判定します。

〔注4〕 ※印については、所得税と住民税で控除額が異なります。下記比較表をご参照ください。

●（参考）所得税と住民税で差のある控除額の比較表

控 除 の 種 類		控除額		
		所得税 _{注1}	住民税	差 額 _{注2}
障害者控除	普通障害者	27 万円	26 万円	1 万円
	特別障害者	40 万円	30 万円	10 万円
	同居特別障害者	75 万円	53 万円	22 万円
寡婦控除		27 万円	26 万円	1 万円
ひとり親控除		35 万円	30 万円	5 万円 _{注3}
勤労学生控除		27 万円	26 万円	1 万円
扶養控除	一般扶養	38 万円	33 万円	5 万円
	特定扶養	63 万円	45 万円	18 万円
	老人扶養	48 万円	38 万円	10 万円
	同居老親等	58 万円	45 万円	13 万円
基礎控除		48 万円	43 万円	5 万円

〔注1〕 所得税を計算する上で控除される金額です。

〔注2〕 この差額を「人的控除額の差」とも言います（税額控除である「調整控除」で用います）。

〔注3〕 男性のひとり親の場合、人的控除の差は1万円になります。（旧寡夫控除相当額）

●配偶者控除については以下のとおり

種 類	納税義務者の所得	控除額		
		所得税 _{注1}	住民税	差 額 _{注2}
一般配偶者	900 万円以下	38 万円	33 万円	5 万円
	900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	4 万円
	950 万円超 1000 万円以下	13 万円	11 万円	2 万円
老人配偶者	900 万円以下	48 万円	38 万円	10 万円
	900 万円超 950 万円以下	32 万円	26 万円	6 万円
	950 万円超 1000 万円以下	16 万円	13 万円	3 万円

〔注1〕 所得税を計算する上で控除される金額です。

〔注2〕 この差額を「人的控除額の差」とも言います（税額控除である「調整控除」で用います）。

〔注3〕 納税義務者の合計所得金額が1000万円超の場合は控除を受けることが出来ません。

〔注4〕 内縁関係については、非該当となります。

※納税義務者の所得が1,000万円を超える場合の配偶者控除について

配偶者の合計所得金額が58万円以下であっても、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合については配偶者控除の対象とはなりません。

しかし、同一生計配偶者に該当し、配偶者に障害がある場合には障害者控除を受けることが出来ます。

●配偶者特別控除については以下のとおり

配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得	控除額		
		所得税 ^{注1}	住民税	差 額
95万円以下	900万円以下	38万円	33万円	なし
	900万円超 950万円以下	26万円	22万円	
	950万円超 1000万円以下	13万円	11万円	
100万円以下	900万円以下	36万円	33万円	
	900万円超 950万円以下	24万円	22万円	
	950万円超 1000万円以下	12万円	11万円	
105万円以下	900万円以下	31万円		
	900万円超 950万円以下	21万円		
	950万円超 1000万円以下	11万円		
110万円以下	900万円以下	26万円		
	900万円超 950万円以下	18万円		
	950万円超 1000万円以下	9万円		
115万円以下	900万円以下	21万円		
	900万円超 950万円以下	14万円		
	950万円超 1000万円以下	7万円		
120万円以下	900万円以下	16万円		
	900万円超 950万円以下	11万円		
	950万円超 1000万円以下	6万円		
125万円以下	900万円以下	11万円		
	900万円超 950万円以下	8万円		
	950万円超 1000万円以下	4万円		
130万円以下	900万円以下	6万円		
	900万円超 950万円以下	4万円		
	950万円超 1000万円以下	2万円		
133万円以下	900万円以下	3万円		
	900万円超 950万円以下	2万円		
	950万円超 1000万円以下	1万円		

〔注1〕 所得税を計算する上で控除される金額です。

〔注2〕 納税義務者の合計所得金額が1000万円超の場合は控除を受けることが出来ません。

〔注3〕 内縁関係については、非該当となります。

●特定親族特別控除については以下のとおり

合計所得	控除額		
	所得税 _{注 1}	住民税	差 額
85 万円以下	63 万円	45 万円	なし
90 万円以下	61 万円	45 万円	
95 万円以下	51 万円	45 万円	
100 万円以下	41 万円		
105 万円以下	31 万円		
110 万円以下	21 万円		
115 万円以下	11 万円		
120 万円以下	6 万円		
123 万円以下	3 万円		

〔注1〕 所得税を計算する上で控除される金額です。

●パート収入と税

配偶者にパート収入などがあるときは、次の2つの点で税に関係してきます。

- 税金がかかるかどうか
- 配偶者控除の対象になれるかどうか

この関係は次のとおりです。

令和7年中のパート 収入（所得）金額	配偶者自身に市民税が 課税されるかどうか		控除の対象となるかどうか (納税義務者の所得が1000万 円を超える場合は非該当)
	市・道民税	所得税	
107 万円以下（所得 42 万円以下）	かからない	かからない	認められる
107 万円超 123 万円以下 (所得 42 万円超 58 万円以下)	課税	かからない	
123 万円超 201 万 6,000 円未満 (所得 58 万円超 133 万円以下)	課税	課税	「配偶者特別控除」に該当し <u>所得に応じた控除が</u> 認められる
201 万 6,000 円以上 (所得 133 万円超)	課税	課税	認められない

▶ なお、収入が給与所得でない場合（外交員・集金人などの事業所得）は、収入金額から必要経費を差引いた残額の所得で判断します。

●税額控除の種類と計算

一定の税額を、算出された所得割額から差引く制度です。主な税額控除についてご紹介します。

●調整控除

税源移譲に伴い生じる、所得税と個人住民税の基礎控除や扶養控除等の差額（「人的控除額」といいます）に基因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除します。この控除を「調整控除」といいます。

合計課税所得金額が 200 万円以下の場合	次のうちのいずれか少ない額の 5%（市 3%、道 2%）を控除 ① 5 万円 + 基礎控除以外の人的控除額の差 ^{注1} の合計額 ② 合計課税所得金額 ^{注2}
合計課税所得金額が 200 万円超の場合	次の計算式で算出される額の 5%（市 3%、道 2%）を控除 5 万円 + 基礎控除以外の人的控除額の差の合計額 －（合計課税所得金額－200 万円） ※この金額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円（市 1,500 円、道 1,000 円）を控除

〔注 1〕 人的控除額の差は 13 ページをご参照ください。

〔注 2〕 合計課税所得金額とは、課税総所得金額・課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。

●住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）

個人が住宅ローンを利用してマイホームの新築、取得又は増改築等をする際に、一定の要件を満たす場合に、税額の控除が受けられる制度です。

減税は、まず所得税でされているところですが、所得税から控除しきれない額を住民税から控除しています。

対 象 者	次の①と②の条件をともに満たす方 ①平成 28 年～令和 12 年 12 月末までに入居した方 ②所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の対象となる方
計算方法	次のいずれか小さい額を控除 ▶所得税の住宅ローン控除可能額のうち <u>所得税で控除しきれなかった額</u> ▶所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額－48 万円)の 5% （上限：97,500 円） または、所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額－48 万円)の 7%（上限：136,500 円） ^{注1}
申 告	所得税の確定申告や年末調整が必要です ^{注2}

〔注 1〕 住民税分の控除額については、次ページのとおりです。

〔注 2〕 控除を受ける最初の年については、確定申告をしなければなりません。

2 年目以降は年末調整でも控除を受けることができます。

●住宅ローン控除（住民税分）の控除期間と算出方法

居住開始時期	控除期間	算出方法
平成 28 年 1 月 1 日から 令和元年 9 月 31 日（※ 1）	10 年間	所得税の課税総所得金額等 × 7%（※ 4）（最高 136,500 円）
令和元年 10 月 1 日から 令和 2 年 12 月 31 日（※ 1）	13 年間	所得税の課税総所得金額等 × 7%（※ 4）（最高 136,500 円）
令和 3 年 1 月 1 日から 令和 4 年 12 月 31 日（※ 1 ※ 2）	13 年間	所得税の課税総所得金額等 × 7%（※ 4）（最高 136,500 円）
令和 4 年 1 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日	13 年間	所得税の課税総所得金額等 × 5%（※ 4）（最高 97,500 円）
令和 6 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日	10 年間 （※ 3）	所得税の課税総所得金額等 × 5%（※ 4）（最高 97,500 円）

- ※ 1 消費税率が 8%または 10%である場合の算出方法になるため、それ以外についての期間は 10 年間、控除額は 5%を乗じた金額（最高 97,500 円）となります。
- ※ 2 注文住宅は令和 2 年 1 0 月から令和 3 年 9 月末まで、分譲住宅などは令和 2 年 1 2 月から令和 3 年 1 1 月末までに契約した場合の算出方法になります。
- ※ 3 認定住宅または一定の省エネ基準を満たす新築住宅の場合は 13 年間になります。
- ※ 4 令和 7 年 1 2 月までに居住の用に供した場合は、算出方法が「所得税の課税総所得金額等 +（所得税の基礎控除額 - 48 万円〔0 円未満の場合は 0 円〕） × 5 %または 7 %」となります。

詳細につきましては、国土交通省ホームページ「住宅ローン減税」をご確認ください。

●寄附金税額控除

地方公共団体等に対する寄附金については、下記の税額控除の制度が適用されます。

対象となる寄附金	①地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税、災害義援金） ②北海道共同募金会 ③日本赤十字社北海道支部 ④北海道が条例で定めた団体（道民税のみ） ⑤釧路市が条例で定めた団体（市民税のみ）
控除の計算	控除額＝①②のいずれか少ない額×10%（市民税6%、道民税4%） ①寄附金額の合計額－2,000円 ②総所得金額等×30%－2,000円 更に、寄附金に①地方公共団体への寄附金（ふるさと納税、災害義援金）が含まれる場合は、前記に加えて①㊦のいずれか少ない額が加算されます。（特例控除額といいます） ①（ふるさと納税の合計額－2,000円）× （90%－{0～45}%注1×1.021注2）（市民税3/5・道民税2/5） ㊦ 調整控除後の所得割額の20% 〔注1〕寄附者に適用される個人住民税計算上の所得税の限界税率です。 令和8年度より算出方法が変更となりました。 「課税所得金額－人的控除の差－ （所得税の基礎控除額－48万円）」 所得税については〔寄附金額－2,000円〕が所得控除となります。 〔注2〕復興特別所得税 ※令和元年6月1日からふるさと納税指定制度が施行されました。 総務大臣の指定を受けていない地方公共団体への寄附については、ふるさと納税の対象外となります。
適用下限額	2,000円
適用時期等	指定寄附金の一部は平成29年1月1日以降の寄附金について該当します。 また、市町村により指定寄附金の扱いが異なりますので、ご注意ください。

※この他、配当控除・外国税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除があります。

●市・道民税および森林環境税の計算例①

●ケース1 夫（会社員）の給与で生活している世帯

●家族構成	●収入	給与600万円
夫（年齢関係なし）	●支払	社会保険料 400,820円
妻（70歳未満、無収入）		旧契約の一般生命保険料 30,000円
長女（高校生17歳）		新契約の一般生命保険料 40,000円
長男（中学生15歳）		介護医療保険料 50,000円

●計算手順

①給与所得を確定します。 4,360,000 円（8 ページに速算表があります）

②上記の金額が、以下のそれぞれで「課税」に該当するか、しないかを確認します。

（4 ページに早見表があります）

森林環境税が「課税」となる 154 万 9 千円以上か？ → はい → 森林環境税課税確定

A （森林環境税 1,000 円）

均等割が「課税」となる 157 万円以上か？ → はい → 均等割課税確定

A （市民税 3,000 円 + 道民税 1,000 円）

所得割が「課税」となる 182 万円以上か？ → はい → ③以下の計算へ

③所得控除を計算します。（10～15 ページの所得控除一覧をご参照ください）

社会保険料	400,820 円
生命保険料（一般生命保険）	28,000 円（11 ページをご参照ください）
生命保険料（介護医療保険）	26,500 円（同 上）
配偶者控除（70 歳未満）	330,000 円（70 歳以上の場合は 38 万円）
扶養控除（長女のみ該当）	330,000 円（16 歳未満の控除額は 0 円）
基礎控除（全ての納税義務者該当）	430,000 円
以上の合計額	<u>1,545,320 円</u>

④課税所得金額を計算します。 課税所得金額（千円未満切り捨て）= ① - ③ = 2,814,000 円

⑤算出所得割額を計算します。 ④ × （市民税 6% + 道民税 4%）

= B 市民税 168,840 円 + 道民税 112,560 円

⑥税額控除を計算します。（16 ページをご参照ください）

①調整控除（合計課税所得金額が 200 万円超の計算式を採用）

= {5 万円 + 基礎控除以外の人的控除額の差の合計 - （合計課税所得金額 - 200 万円）} × 5%

= {15 万円 - （2,814,000 円 - 200 万円）} × 5%

→ { } 内がマイナスのため控除下限額を採用する。→ 市民税 1,500 円 + 道民税 1,000 円

②その他の税額控除なし。

よって税額控除の合計は、C 市民税 1,500 円 + 道民税 1,000 円

●税額のまとめ

上記計算の結果（A + B - C）税額は次のとおりです。

森林環境税	1,000 円	
市民税の年税額	170,300 円（100 円未満切捨て）	
道民税の年税額	112,500 円（同 上）	合 計 283,800 円

●市・道民税および森林環境税の計算例②

●ケース2 夫の年金収入で生活している世帯

●家族構成	●収入	年金240万円
夫（65歳以上、年金受給者）	●支払	国保保険料 132,200円
妻（70歳未満、無収入）		介護保険料 62,313円
		一般の旧生命保険料 180,000円
		旧長期損害保険料 40,000円（平成17年契約）

●計算手順

①公的年金所得を確定します。 1,300,000 円（9 ページに計算式があります）

②上記の金額が、以下のそれぞれで「課税」に該当するか、しないかを確認します。

（4 ページに早見表があります）

森林環境税が「課税」となる 91 万 9 千円以上か？ → はい → 森林環境税課税確定

A （森林環境税 1,000 円）

均等割が「課税」となる 93 万円以上か？ → はい → 均等割課税確定

A （市民税 3,000 円 + 道民税 1,000 円）

所得割が「課税」となる 112 万円以上か？ → はい → ③以下の計算へ

③所得控除を計算します。（10～15 ページの所得控除一覧をご参照ください）

社会保険料（国保保険料）	132,200 円
社会保険料（介護保険料）	62,313 円
生命保険料（一般生命保険）	35,000 円（11 ページをご参照ください）
地震保険料（旧長期損害保険料）	10,000 円（10 ページをご参照ください）
配偶者控除（70 歳未満）	330,000 円（70 歳以上の場合は 38 万円）
基礎控除（全ての納税義務者該当）	430,000 円
以上の合計額	<u>999,513 円</u>

④課税所得金額を計算します。 課税所得金額（千円未満切り捨て）= ① - ③ = 300,000 円

⑤算出所得割額を計算します。 ④ × （市民税 6% + 道民税 4%）

= B 市民税 18,000 円 + 道民税 12,000 円

⑥税額控除を計算します。（16 ページをご参照ください）

①調整控除（合計課税所得金額が 200 万円以下の計算式を採用）

次のうちいずれか少ない額の 5%

① 5 万円 + 基礎控除以外の人的控除額の差の合計額（5 万円）
 ② 合計課税所得金額（= 300,000 円）

① × 5% = 5,000 円

配分は市民税が 3%、道民税が 2% のため、市民税 3,000 円 + 道民税 2,000 円

②その他の税額控除なし。

よって税額控除の合計は、C 市民税 3,000 円 + 道民税 2,000 円

●税額のまとめ

上記計算の結果（A + B - C）税額は次のとおりです。

森林環境税	1,000 円	
市民税の年税額	18,000 円（100 円未満切捨て）	
道民税の年税額	11,000 円（同 上）	合 計 30,000 円

●税の納付

個人住民税の納付方法には、①普通徴収、②特別徴収、③年金特別徴収があります。

①普通徴収

自営業をしている方などは、市から郵送される税額決定・納税通知書に同封されている払込取扱票により、年4回に分けて納めていただきます。

【納期限】

1期(6月末日)、2期(8月末日)、3期(10月末日)、4期(翌年1月末日)
(納期限が土・日曜日及び祝日の場合はその翌日が納期限になります)

【納付ができる場所】

市役所（本庁・行政センター・支所）・金融機関・ゆうちょ銀行及び郵便局・コンビニエンスストア（くわしくは29ページをご参照ください）

②特別徴収

給与支払者（特別徴収義務者といいます）が、市からの通知にもとづいて、税額を年12回に分けて給料から天引きし（6月から翌年5月までが1年間分です）、給与所得者に代わって納めるという方法です。

※くわしくは、22ページをご参照ください。

③年金特別徴収

公的年金の支給を受けている65歳以上の方は、原則として公的年金が支給される際に年金支払者が税額を天引きし、年金所得者に代わって納めるという方法です。

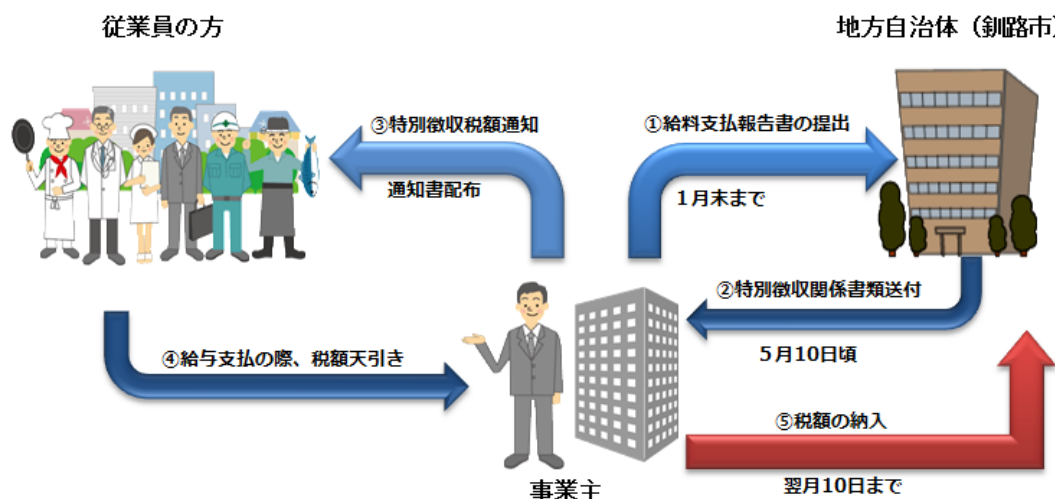
【主な条件】

- ・65歳以上の老齢基礎年金受給者（年額18万円以上の受給者）であること。
- ・介護保険料の天引きの対象となっていること。 等

※65歳以上で複数種類の所得がある場合は、最大3通り（特別徴収・普通徴収・年金特別徴収）の徴収方法に分かれる場合があります。

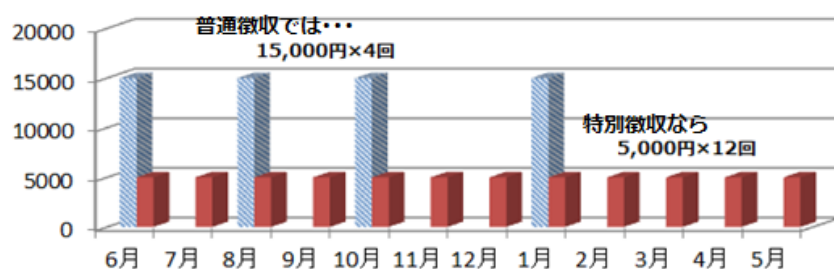
●特別徴収制度のご案内

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が納税義務者である従業員に代わり、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。（法律で義務付けられています）



特別徴収では事業主が従業員の個人住民税を毎月の給与から天引きし、まとめて納入するので従業員ご本人が直接金融機関などへ支払いに行く必要がなく、納め忘れによる滞納の未然防止につながります。また、原則として年税額を 12 分割するので納税義務者が直接納付する「普通徴収」に比べて 1 回あたりの負担税額が緩和されます。

【年税額 6 万円とした場合・・・】



特別徴収を始めるには？

- ・年度当初（6月）から始めたい場合

毎年 1 月末までに提出していただく給与支払報告書を「特別徴収（在職者）」と「普通徴収（退職者）」に区分して提出してください。

- ・年の途中から始めたい場合

鉏路市ホームページより「市・道民税・森林環境税特別徴収への切替届出書」をダウンロード等していただき、必要事項を記載の上、提出してください。

●税の減免

次に該当する方は、市民税の減免を申請することができます。
詳しくは担当までお問い合わせください。

- 本年1月2日以降に生活保護受給開始された方
- 学生及び生徒の方
- 生活保護を受給される方に準ずる生活困窮状態にある方
- 地震・風水害・火災などにより被害を受けられた方

市民税課市民税係 電話 0154-31-4514

個人市民税について Q & A

Q 年の途中で引っ越した場合の個人住民税の納付先は？

私は、今年の4月1日に帯広市から釧路市に引っ越してきましたが、6月に帯広市役所から今年度の個人住民税の納税通知書が送られてきました。

現在は釧路市に住んでいますが、帯広市に納めてよいのでしょうか？

A 個人住民税は、その年の1月1日(賦課期日)現在に住んでいた市町村が、前年分の所得に基づいて課税することになっていますので、あなたの今年度の個人住民税は、全額を帯広市に納めていただくことになります。

Q 死亡した夫の個人住民税は？

私の夫は今年の1月20日に死亡しましたが、夫に対する今年度の個人住民税の納税通知書が相続人代表として私宛てに送られてきました。

死亡した夫の個人住民税を納める義務があるのでしょうか？

A 個人住民税は、その年の1月1日(賦課期日)現在に釧路市に住んでいる方に対して課税することになっています。あなたの夫が亡くなられたのは今年の1月1日以降ですから、今年度の個人住民税は、相続人代表者に納めていただくことになります。

Q 昨年退職し、現在は無職ですが、個人住民税を納めなければならないのですか？

私は昨年会社を退職し、現在は無職です。退職したときに退職金から個人住民税を天引きされましたが、今年度も個人住民税の納税通知書が送られてきました。

なぜですか？

A 退職金以外の所得(昨年の1月1日から退職するまでの間に支給された給与等)に対する個人住民税は翌年に課税することになっており、その所得に対する納税通知書が送られたものです。

Q 配偶者控除に入っているのに納税通知書が届きました。

私はパート収入がありますが、夫の配偶者控除に入っています。今回、納税通知書が届きましたが、どうしてですか？

A 配偶者控除は前年の給与収入が123万円(所得が58万円)以下であれば入ることができます。ただし、配偶者の給与収入が107万円(所得が42万円)を超える場合は配偶者の方にも個人住民税がかかりますので、納税通知書が送られたものです。

個人市民税について Q & A

Q 税務署で「確定申告」はいらないと言われたのですが？

私は、妻と 2 人で、私の年金(年額 260 万円)だけで生活しているので、確定申告は不要と言われました。釧路市に対しても申告は不要なのでしょうか？

A

公的年金 400 万円以下で、かつその他の所得が 20 万円以下の方は確定申告が不要になりました（ただし、マイホームを住宅ローンで取得した場合や、一定額以上の医療費を支払った場合等は、確定申告をすると所得税が還付になる場合もあります。くわしくは税務署までお問合せください）。

個人住民税については、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除（扶養控除や社会保険料控除等）がある場合、もしくは、公的年金以外に所得がある方は、個人住民税の申告が必要になります（年金からの天引き以外に普通徴収分の国民健康保険料がある場合などは、申告をしないと社会保険料控除が個人住民税の計算に反映されませんので本来よりも税額が高くなる可能性があります）。

Q 個人住民税が二重に課税されている気がするのですが？

個人住民税を銀行で納めています（普通徴収）が、年金からも天引き（年金特別徴収）されています。これは個人住民税が二重に課税されていませんか？

A

個人住民税を二重に課税することはありません。

65 歳以上で年金特別徴収が初年度の方は、年税額の半分を普通徴収により 2 期に分けて納付いただき、残りの半分为年金特別徴収により 10 月以降に支給される年金より 3 回（10 月・12 月・2 月）に分けて納付いただくこととなっております。

また、年金の他に給与または不動産・営業等の所得がある場合、年金から天引きされる個人住民税は、年金の所得に対する税額ですので、その他の収入分については、それぞれ給与からの天引き（給与特別徴収）や普通徴収で納めていただくことになります。なお、年金振込通知書の「個人住民税額」欄が、個人住民税の年金特別徴収に該当します。

Q 前年と収入が全く変わっていないのに、昨年と税額が違うのはなぜでしょうか？

私は年金収入のみで生活をしており、昨年と収入は変わっていないのに、個人住民税の税額が上がりました。理由がわかりません。

A

前年度の納税通知書と見比べて何か変更点はないでしょうか？

例えば、一般扶養控除が 1 人外れることによって、33 万円の控除がなくなります。そのため、個人住民税の税率が 10% なので概算で調整控除含めて 35,500 円の税額が上がることになります。

また、前年医療費控除の申告をされた場合等も税額に影響がありますので、申告漏れがあれば、確定申告または個人住民税申告が必要になります。

個人市民税についてQ&A

Q 今年、退職金を受取りましたが、来年の個人住民税はどうなりますか？

私は今年3月に退職金を受取りました。来年の個人住民税はどうなりますか？

A 退職金の受取り方には一括で受取る方法と年金形式で受取る方法、更にこれらを併用することになっているため、支払者が支給時に個人住民税の計算を行い、精算した額を退職者に支払うことになっています。よって翌年の個人住民税の計算には含まれません。

なお、年金形式で受取る場合には、受取った翌年の個人住民税から「雑所得」として税額計算の対象となります。

Q 身体障害者手帳を持っているのですが？

私は、身体障害者手帳を持っており、毎年、身体障害者控除を受けています。この控除を受けるためには、毎年申告が必要ですか？

A 申告は毎年必要です。給与・年金の源泉徴収票、確定申告に記載がなければ個人住民税の申告が必要になりますので、障害者手帳を持参の上、市役所1階市民税課または、阿寒町行政センター・音別町行政センターで申告をしてください。

ただし、もともと非課税の場合で証明等に影響がなければ申告の必要はありません。扶養控除・寡婦控除等も障害者控除と同様となります。

Q 国民年金保険料が免除になると個人住民税も免除になりますか？

私は単身で、前年の給与収入は100万円程であったため、国民年金保険料が免除されています。この場合、個人住民税も免除になりますか？

A 個人住民税は前年の所得に応じて課税されます。所得が少ない場合には、その所得に応じて均等割のみの課税とされる場合や均等割も含めて非課税となる場合があります（6ページをご参照ください）。

なお、どうしても納期限までに納められない事情がある方は、ご相談に応じています（33ページをご参照ください）。

法人の市民税

法人の市民税は、釧路市内に事務所や事業所等がある法人等にかかる税金で、資本等の区分に応じて一定の金額を負担していただく均等割と、法人税額に応じて負担していただく法人税割があります。

●法人の市民税を納めていただく法人

納税義務者	納める税割	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所を有する法人	○	○
市内に寮や保養所等を有する法人で、市内に事務所や事業所を有していないもの	○	—
市内に事務所や事業所等を有する公共法人及び収益事業を営まない公益法人等	○	—

●税額の計算方法

●均等割の計算と税率

$$\frac{\text{事務所・事業所等を有していた月数}}{12 \text{ か月}} \times \text{税率 (下表)}$$

資本金等の額	市内の従業者数の合計数	
	50人超	50人以下
50億円を超える法人	3,600,000円	492,000円
10億円を超え 50億円以下の法人	2,100,000円	492,000円
1億円を超え 10億円以下の法人	480,000円	192,000円
1千万円を超え 1億円以下の法人	180,000円	156,000円
1千万円以下の法人	144,000円	60,000円
上記以外の均等割のみの法人	60,000円	

※従業者数の合計数→市内に有する事務所・事業所又は寮等の従業者の合計数

※資本金等の額→資本金の額または出資金の額または純資産額等

(「資本金+資本準備金」と比較し、いずれが多い金額)

※上記の判定の時期→法人ごとの事業年度の末日現在

●法人税割額の計算と税率

$$\text{課税標準となる法人税額} \times \text{税率}$$

区 分	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
税 率	12.1%	8.4%

※市外にも事業所等がある場合は、従業者数によって市町村ごとに法人税額を按分します。

●申告と納税

法人の市民税は申告納税制度に基づき、各法人の事業年度が終了した後定められた期限内に申告書を提出するとともに、自らその申告した税額を納付していただくことになります。

申告の種類	申告納付の期限と納める税額
確定申告	・事業年度終了の日の翌日から、原則として2か月以内。 ・申告納付額は、均等割額と法人税割額を合計した額。ただし、すでに前年度の確定申告に基づいて予定（中間）申告がされており既に納めた税額がある場合には、その額を差し引いた額を納める。
予定申告 中間申告	・事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内。 ・申告納付額は、均等割額と法人税割額を合計した額。 ●予定申告 均等割：年税額の2分の1（6か月分） 法人税割：前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数 ●中間申告 均等割：年税額の2分の1（6か月分） 法人税割：事業年度開始の日以降6か月の期間を1事業年度とみなし仮決算により計算した額

●法人等の設立・開設・変更に伴う届出

市内に新しく法人等を設立、または事務所や事業所を開設した場合は、2か月以内に、法人名・所在地・代表者名・設立年月日・事業年度等の必要事項を市役所に届け出てください。

また、商号変更・所在地変更・代表者変更・資本金額変更等、届出内容に変更を生じたときも、変更事項の異動届出が必要です。

法人の市民税に関するお問合せ先

- 市役所 市民税課 税務係 電話(直通) 0154-31-4513
- 阿寒町行政センター市民課 電話(代表) 0154-66-2121
- 音別町行政センター市民課 電話(代表) 01547-6-2231

市税の納付

●納付の場所

市税は、定められた期日までに次の場所で納めてください。

●市役所、支所等で納付される場合

市役所、阿寒町行政センター、音別町行政センター、阿寒湖温泉支所

●金融機関で納付される場合

銀行	北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行
信用金庫	釧路信用金庫、網走信用金庫、北見信用金庫、 大地みらい信用金庫
信用組合	釧路信用組合
労働金庫	北海道労働金庫
農業協同組合	釧路丹頂農業協同組合、阿寒農業協同組合
郵便局	郵便局及びゆうちょ銀行
漁業協同組合	北海道信用漁業協同組合連合会（釧路支店のみ）

●コンビニエンスストアで納付される場合

セブン-イレブン、ローソン、セイコーマート、ハセガワストア、
MMK 設置店、くらしハウス（R 8.8.31 まで）、スリーエイト、
生活彩家、タイエー、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、
ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストア、
ヤマザキスペシャルパートナーショップ、
ポプラ、ミニストップ、ローソンストア 100、ハマナスクラブ

※「MMK(マルチメディアキオスク)設置店」とは…

店頭に置いて「公共料金収納取扱窓口」の表示のある店舗を言います。

上記コンビニエンスストアと同様の料金収納業務が行えるサービスです。

MMK 端末は、主にスーパーやドラッグストアなどの店舗に設置されています。

※以下のような納付書は、コンビニエンスストアでの納付（お支払い）はできません。

- コンビニ使用期限（発行後 2 年）を過ぎている
- バーコードの印字がされていない
- バーコード部分が汚損している
- 1 件（1 枚）で 30 万円を超えている
- 金額が訂正されている

●スマートフォン決済アプリで納付される場合

- PayPay 請求書払い
- au PAY（請求書支払い）
- J-Coin 請求書払い
（R8年8月31日まで）
- 楽天ペイ（請求書払い）
- 支払秘書
- d払い 請求書払い
- AEON Pay 請求書払い
- Famipay

1 取扱税目及び科目

市道民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、
し尿処理手数料、保育料

※以下のような納付書は、スマートフォン決済アプリでの納付（お支払い）はできません。

- 使用期限（発行後2年）を過ぎている
- バーコードの印字がされていない
- バーコード部分が汚損している
- 1件（1枚）で30万円を超えている
- 金額が訂正されている

2 スマホ収納の注意点

●納税証明書、納付額確認書

スマホアプリで納付した場合、納付から納税証明書、納付額確認書の発行まで最大
2週間程度、お時間をいただく場合があります。

すぐに証明書等必要な方はスマホアプリでの納付以外の納付方法（金融機関、コン
ビニ等）をご利用ください。

●領収書

領収書は発行されません。納付履歴についてはスマホアプリの取引履歴等によりご
確認ください。

●その他

金融機関やコンビニエンスストア窓口でのアプリケーションによる納付はできませ
ん。スマホ収納済みの納付書について、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で
二重納付しないようご注意ください。

●口座振替

1 取扱税目及び科目

市道民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、
し尿処理手数料、保育料、市奨学金償還金(教育委員会扱い)

＊阿寒地区・音別地区の次の科目については、取扱金融機関に制限がありますので、
くわしい内容に関しては各行政センターにお問合わせください。

阿寒地区

1 取扱科目

農村住宅使用料、建物貸付料、アイヌ住宅改良資金貸付金、
地優賃住宅使用料、地優賃共同電気料、地優賃駐車場使用料、
教職員住宅使用料、公住浄化槽使用料、墓地管理手数料、
農業用水道使用料、通所介護サービス費、認定こども園保育料、
認定こども園一時預かり事業保育料、認定こども園給食費、
下水道事業受益者分担金

2 取扱金融機関

釧路信用金庫、阿寒農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

3 お問合せ先

阿寒町行政センター市民課 TEL 0 1 5 4 - 6 6 - 2 2 1 0

音別地区

1 取扱科目

公営住宅共益費、教職員住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料、
地優賃住宅使用料、地優賃駐車場使用料、地優賃共益費、
通所介護サービス費、訪問介護サービス費、福祉保健センター使用料、
農業用水道使用料、下水道事業受益者分担金、墓地管理手数料

2 取扱金融機関

北海道銀行、大地みらい信用金庫、釧路丹頂農業協同組合、
ゆうちょ銀行（郵便局）

3 お問合せ先

音別町行政センター市民課 TEL 0 1 5 4 7 - 6 - 2 2 3 1

2 取扱金融機関

銀行	北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、みずほ銀行
信用金庫	釧路信用金庫、網走信用金庫、北見信用金庫、 大地みらい信用金庫
信用組合	釧路信用組合
労働金庫	北海道労働金庫
農業協同組合	釧路丹頂農業協同組合、阿寒農業協同組合
郵便局	郵便局及びゆうちょ銀行
漁業協同組合	北海道信用漁業協同組合連合会（釧路支店のみ）

3 申込み手続き

お手続きには、預貯金通帳・預貯金通帳の届出印・納税（納入）通知書又は払込取扱票が必要となります。取扱金融機関または市役所・各行政センター・阿寒湖温泉支所で受付可能です。日中お忙しい方には、ご依頼により郵送での受付も可能です。

また、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口には「自動振込利用申込書」でも申込みができます。

【振込先は 加入者名→ 釧路市会計管理者 / 口座番号→ 02720-3-13844】

4 振替開始の時期

申込の翌月末に到来する納期分から振替となります。軽自動車税については、5月以降に申込があった場合は、翌年度からの振替になります。

一度手続きを行うと、翌年度以降も継続されます。

5 振替日

振替日は各期の納期限です。（土・日・祝日の場合は、翌営業日となります）

ただし、口座振替は指定納期1期～4期以外は振替できません。指定納期後に税額に変更があった場合、送付される払込取扱票で納めていただくことになります。

口座振替に関するお問合せ先

市役所 納税課 納税係 電話（直通）0154-31-4517

滞納処分と納付相談

●納期内納付

市税の納付にあたっては「納期内の納付」が原則です。納期限を過ぎますと、延滞金の発生・滞納処分の執行の対象となります。

●延滞金

定められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。滞納した場合には、自主的に納期限までに納めていただいた方との公平を保つため、本来納めるべき金額のほかに「延滞金」も合わせて納めていただかなければなりません。

令和8年については、納期限の翌日から1か月を過ぎる日までは、年2.8%の割合、それ以降は納付の日までの日数に応じ、年9.1%の割合で加算されます。

●市税の滞納

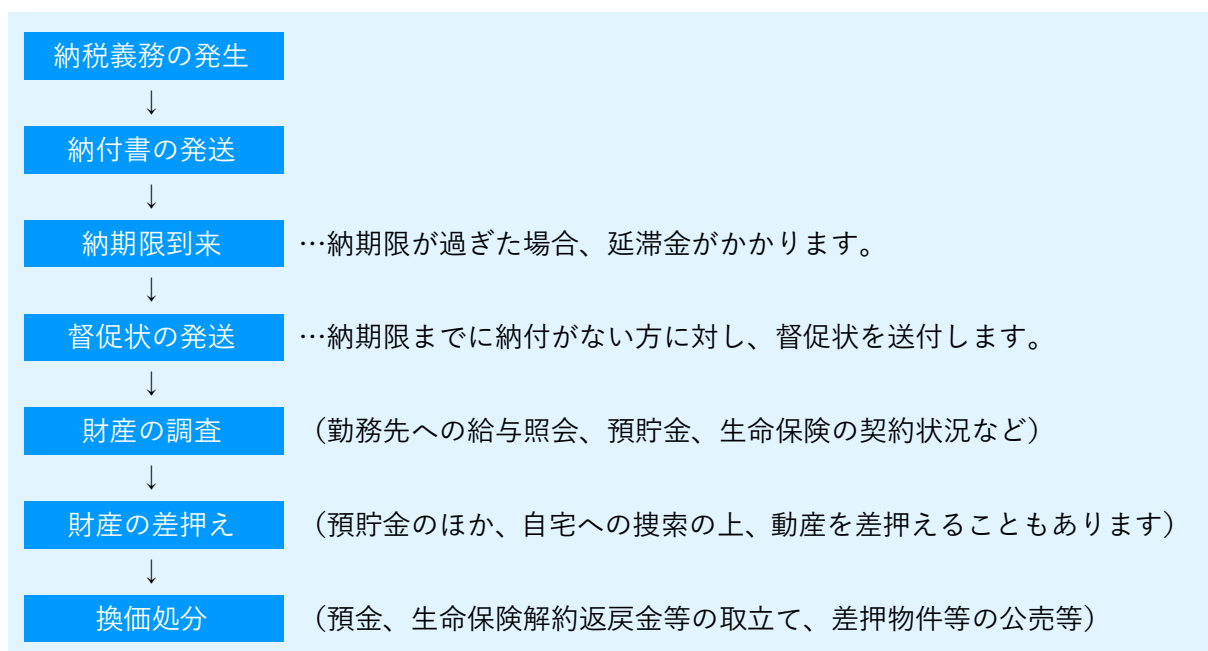
滞納が発生すると、まず督促状により納付を促すことになります。たとえ、滞納が不注意によるものであっても同じです。

そして法律では、「督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないとき」は「財産を差し押さえなければならない。」と決められています。

したがって、このような場合は、やむを得ずその人の財産（給与、年金、預貯金、生命保険、不動産、動産、有価証券等）を差し押えることになります。

●滞納処分の流れ

具体的には、以下のような流れによる滞納処分を実施し、過去の滞納分のみならず、現年度分についても納期ごとに差し押えを実施しております。



●納税の猶予制度

市税は、納期限までに納付しなければなりません。災害や病気などの事情により一括して納付できない場合には、納税を猶予する以下のような制度があります。猶予の申請を行う際には、納税課へご相談ください。

●徴収猶予

次の事情により、市税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税等を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。（担保の提供が必要な場合があります。）

- 財産について災害を受け、又は盗難に遭ったとき
- 納付者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- 事業を廃止し、又は休止したとき
- 事業につき著しい損失を受けたとき

●換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。（担保の提供が必要な場合があります。）

●納税相談

納期限までに納められない事情がある方は、しっかりと相談に応じますので、ご連絡ください。

また、下記のとおり休日の納付相談窓口を開設していますのでご利用ください。

- 市役所本庁舎1階納税課（午前9時から午後4時まで）
 - ※ 令和8年8月3日（月）から窓口受付時間短縮の試験運用を実施しています。
 - 窓口受付時間内での来庁が難しい場合などは、ご相談ください。
- 毎月第4週目の土曜日（午前9時から午後5時まで）
 - ※ 都合により開設日の日程が変更となる場合があります。

納税に関するお問合せ先

市役所 納税課 納税係

電話（直通）0154-31-4517、31-4518



納税課キャラクター
おさむ(仮)

市税の証明・閲覧等の手数料

区 分	証明・閲覧の種類	単 位	料 金	取 扱 い			
				市役所 本庁 1 階 (市民税課)	市役所防災 庁舎 2 階 (戸籍住民課)	行 政 センター	支 所
市道民税	所得（課税）証明	1 通	450 円	○	○(※)	○	○
固定資産	所 在 証 明	1 筆 1 棟	450 円	○	×	○	○
	評 価 証 明						
	公 課 証 明						
	住 宅 用 家 屋 証 明	1 件	1,300 円	○	×	○	×
	課 税 台 帳 閲 覧	1 筆 1 棟	350 円	○	×	○	×
	地 番 図 閲 覧	1 枚		○	×	×	×
納 税	完 納 証 明	1 通	450 円	○	×	○	○
	納 税 証 明	1 税目	450 円	○	×	○	○
	検査用軽自動車税納税証明	無 料		○	○(※)	○	○
原動機付自転車標識再交付 小型特殊自動車標識再交付		1 件	100 円	○	×	○	×

〔注 1〕 証明・閲覧が複数年度にわたる場合は、年度ごとに手数料が必要です。

〔注 2〕 所得（課税）証明について、前年の所得等について申告をしていない方の分は、支所では発行できない場合があります。

〔注 3〕 納税に関する証明について、納税されてから 2 週間以内に申請される場合は、領収書の提示が必要となる場合があります。

※戸籍住民課で取扱う証明は限定されますので、詳細は市民税課までお問い合わせください。

●釧路市役所 〒085-8505 黒金町 7 丁目 5 番地 市役所 1 階

市民税課 市民税係〔個人普通徴収・年金特別徴収〕 電話0154-31-4514

市民税係〔個人給与特別徴収〕 電話0154-31-4515

税務係〔法人／証明・閲覧〕 電話0154-31-4513

納税課 納税係〔納税相談〕 電話0154-31-4517、31-4518

納税係〔口座振替〕 電話0154-31-4572

●阿寒町行政センター 〒085-0292 阿寒町中央 1 丁目 4 番 1 号

市民課 市民サービス係 電話0154-66-2210

●阿寒湖温泉支所 〒085-0467 阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 6 番 1 号 電話0154-67-2505

●音別町行政センター 〒088-0192 音別町中園 1 丁目 1 3 4 番地

市民課 市民サービス係 電話01547-6-2231

●鳥取支所 住之江町 6 番 2 5 号 電話0154-23-8408

税に関する情報

- ▶ 釧路市ホームページ

<https://www.city.kushiro.lg.jp/>

(トップページ > くらし・手続き > 税金)

- ▶ 北海道総務部財政局税務課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim>

- ▶ 国税庁『タックスアンサー』

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

行政機関

- ▶ 北海道釧路総合振興局課税課

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 TEL43-9161

- ▶ 釧路税務署

〒085-8515 釧路市幸町10丁目3番地 釧路合同庁舎2階 TEL31-5100

令和8年度

市民税のしおり

令和8年8月発行

編集/発行 釧路市財政部市民税課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

電話 0154-31-4513

FAX 0154-25-8530

E-mail shi-zeimu@city.kushiro.lg.jp